

# 美しいまちづくり啓発業務委託仕様書

## 1 目的

市民や事業者等による自発的な清掃活動の喚起を図るため、美化推進重点区域・路上喫煙制限区域など市内のポイ捨て被害がある場所を巡回清掃するとともに、「美しいまちづくりの日」の周知・啓発を行う。

## 2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

## 3 巡回場所及び業務内容

### (1) 実施体制

1月につき5人で1班体制のチームを10班編成する。清掃員は、就労継続支援A型事業所などと連携した障害者雇用を行うものとし、監督員1人と作業員4人の構成とする。

### (2) 巡回清掃

岡山市内の別紙1中の赤字で囲んだ「美化推進重点区域」及び青で色分けしている「路上喫煙制限区域」など市内の巡回清掃を実施し、啓発資材やチラシを配布するなど毎月第3日曜日の「美しいまちづくりの日」の周知・啓発を行う。

また、巡回清掃の実施においては地域の住民や団体、ボランティアなど（以下、「ボランティア」という。）の参加を募るなど、市民の美化活動への意識向上に努めること。

巡回清掃を実施した後、収集したごみを3種別（たばこの吸い殻、可燃ごみ、不燃ごみ）に分別して計量し、市が指定するシステムへ清掃の実績を登録すること。

### (3) 清掃用具及び啓発資材等

巡回清掃に使用する火箸、ほうき、ちりとりなど清掃用具を用意し、清掃員やボランティアに貸与すること。なお、巡回清掃の際に配布する啓発資材やチラシは市が用意する。

また、「岡山市ポイ捨てごみをなくし隊」と記載された帽子及びビブスを製作し、巡回清掃を実施する際に清掃員や希望するボランティアに着用させること。なお、帽子及びビブスのデザインは市の担当者と協議して決定することとし、ボランティア用の帽子及びビブスは50組以上を製作すること。

さらに、交付を希望するボランティアに対して巡回清掃ボランティア証明書を渡すこととし、その様式等を市の担当者と協議のうえ、製作すること。

## 4 巡回清掃日

巡回清掃日は、6月から3月（8月、9月を除く。）までの第3日曜日の前週のいずれかの日とする。ただし、やむを得ない場合には、あらかじめ市に申し出た上で、巡回清掃日を変更することができる。

## 5 巡回時間

巡回清掃する時間は、1日につき3時間とし、通勤、通学時間帯など人通りが多い時間帯に実施すること。なお、巡回時間には、事業所（就労継続支援A型事業所等）と巡回場所の移動時間として往復で1時間以内を含むことができる。

## 6 ごみ処分

巡回清掃で収集したごみは、ごみの種別に応じて適切に処分すること。

## 7 提出物

毎回の業務完了後、速やかに作業報告書（別紙2）及び完了通知書を環境事業課に提出するとともに、市が指定するシステムへ清掃の実績を入力すること。

## 8 委託料の支払い

委託料額を8で除して得た額（1円未満の端数については切り捨てる。）を1回分の額とし、巡回清掃を実施した月の請求書を受領した日から30日以内に支払う。なお、端数を切り捨てた際に生じる差額については、6月分に加算して支払う。

## 9 市民等からの質問などへの対応

巡回清掃中に市民等から質問などを受けた場合は、その内容等を速やかに市に報告すること。

## 10 安全対策

受託者の責務において、市民及び業務従事者等に対する安全対策に万全を期し、事故等の未然防止に努めるとともに、事故等を認知した際は的確な初動対応を行うこと。

## 11 損害賠償責任

受託者は、市又は市民等の第三者に対して損害を与えたときは、これらを賠償する一切の責務を負うこと。

## 12 労働関係法令等の遵守

受託者は、清掃員について、労働関係法令等を遵守し、適正な労務管理を行うこと。

## 13 その他

(1) 本業務に伴う費用は、仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

(2) この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ決定する。

## 14 担当

岡山市環境局環境部環境事業課資源循環推進室 奥川 086-803-1321